

令和6年川辺町議会第3回定例会議事日程（第1号）

令和6年9月10日（火曜日）午前9時開議

- | | |
|---------------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 日程第 5 | 常任委員会委員の選任について |
| 日程第 6 | 議会運営委員会・常任委員会正副委員長互選結果の報告 |
| 日程第 7（報告第 4号） | 令和5年度決算に係る健全化判断比率について |
| 日程第 8（報告第 5号） | 令和5年度決算に係る資金不足比率について |
| 日程第 9（報告第 6号） | 放棄した債権について（水道料金） |
| 日程第10（報告第 7号） | 専決処分の報告について《和解及び損害賠償の額の決定》 |
| 日程第11（同意第 1号） | 川辺町監査委員の選任につき同意を求める件 |
| 日程第12（同意第 2号） | 川辺町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求 める件 |
| 日程第13（同意第 3号） | 教育長の任命につき同意を求める件 |
| 日程第14（同意第 4号） | 川辺町教育委員会委員の任命につき同意を求める件 |
| 日程第15（議案第32号） | 川辺町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16（議案第33号） | 川辺町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 について |
| 日程第17（議案第34号） | 令和6年度川辺町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第18（議案第35号） | 令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算 （第2号） |
| 日程第19（議案第36号） | 令和6年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第1号） |
| 日程第20（議案第37号） | 令和6年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第21（議案第38号） | 令和6年度川辺町下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第22（認定第 1号） | 令和5年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第23（認定第 2号） | 令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 認定について |
| 日程第24（認定第 3号） | 令和5年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について |
| 日程第25（認定第 4号） | 令和5年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて |

| | |
|--------------|-------------------------|
| 日程第26（認定第5号） | 令和5年度川辺町水道事業会計決算認定について |
| 日程第27（認定第6号） | 令和5年度川辺町下水道事業会計決算認定について |
| 追加日程第1 | 議長の辞職許可について |
| 追加日程第2 | 議長の選挙 |
| 追加日程第3 | 副議長の辞職許可について |
| 追加日程第4 | 副議長の選挙 |

本日の議会に付した案件 議事日程のとおり

出席議員（8名）

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 議長 桜井 真茂 | 副議長 石原 利春 | 1 番 井戸 三兼 |
| 2 番 平岡 正男 | 3 番 奥田 哲也 | 5 番 佐伯 雄幸 |
| 7 番 市原 敬夫 | 9 番 櫻井 芳男 | |
| 欠席議員 なし | | |

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|------------|-------|--------|-------|
| 町長 | 佐藤 光宏 | 教育長 | 白村 茂 |
| 参事 | 井上 健 | 総務課長 | 重本 佳明 |
| 会計管理者兼会計室長 | 石本 清二 | 企画課長 | 平岡 善伸 |
| 税務課長 | 横田 博生 | 住民課長 | 林 正和 |
| 健康福祉課長 | 井戸 陽子 | 産業環境課長 | 井戸 績 |
| 基盤整備課長 | 渡邊 明弘 | 教育支援課長 | 鈴木 秀樹 |
| 生涯学習課長 | 佐伯 毅彦 | 上下水道課長 | 渡辺 英樹 |
| 欠席者 | なし | | |

事務局職員出席者 議会事務局長 渡辺 保彦

（開会 午前9時00分）

◎議長（桜井真茂君） 皆さんおはようございます。

令和6年川辺町議会第3回定例会が招集され、御案内を申し上げましたところ、本日の出席議員は8名全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和6年川辺町議会第3回定例会を開会します。

始めに、注意事項を申し上げます。衛生管理上、自席で発言される場合は、着座にて行ってください。また、議場内換気のため、必要に応じて適宜休憩を設けますので、皆様の御協力、お願いいたします。

町長に挨拶をいただきます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 本日ここに、令和6年川辺町議会第3回定例会の開会をお願いいたしましたところ、議員の皆さま方には、公私にわたり何かとお忙しい中、ご出席いただ

きまして誠にありがとうございます。また、日々、町政の推進に格別なるご理解とご協力、ご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

はじめに防災についてです。去る8月8日16時43分頃に日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生しました。この地震の発生に伴って、南海トラフ地震の想定震源域では、大規模地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられたことから、気象庁が初めてとなる南海トラフ地震臨時情報、調査中を公表しました。

本町は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることから、川辺町地域防災計画に則り、警戒体制を取り、所要の準備にあたりました。その後、気象庁が調査を終え19時15分に南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意を公表したことを受け、全課長職を対象に町災害警戒会議を開催し、対応方針を全庁で共有するなど迅速な対応に努めました。

今回は、地震の発生から1週間経過後の8月15日17時をもって、南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意（発表）に伴う政府としての「特別な注意の呼びかけ」を終了しておりますが、南海トラフ沿いの大規模地震は、「平常時」においても今後30年以内に発生する確率が70から80%と言われており、いつ大規模地震が発生してもおかしくないことに留意し、町民の皆さまにおかれましては、避難場所・避難経路の確認、家具の固定、食料・飲料水の備蓄など日頃から地震への備えを行っていただきますようお願いいたします。

次に町のイベントについてです。7月26日から7月28日にかけて「第44回全日本中学選手権競漕大会」が平成23年以来13年ぶりに川辺町で開催され、全国から193クルー452名の選手が参加されました。選手の方々は、日頃の練習の成果をいかに発揮していただき、熱戦が繰り広げられました。

また、8月10日には「川辺おどり・花火大会」が開催され、非常に多くの方々にご来場いただきました。打ち上げ花火と水面に広がる水中スターマインが打ち上がる度に、会場には来場者の方々の大きな歓声が上がっておりました。また、花火のほかにも川辺太鼓や盆踊りなど、さまざまな催し物に会場は大いに盛り上がり、大会は成功裏に終わることができました。これもひとえに、関係者の皆さまのご尽力はもとより、多くの方々のお力添えによるものと、この場をお借りしまして、心から感謝とお礼を申し上げます。

今後につきましては、10月20日に「KAWABE MOUNTAIN FES. FUMOTO」が役場前駐車場、中央公民館で開催予定となっております。本イベントは、昨年初開催ながら大盛況であった「山のふもとの暮らし」をテーマとした音楽フェスとなっております。アーティストの音楽を聴きながら、キッチンカー等によるフードメニュー、手作り雑貨、地元特産品の販売、アウトドアワークショップ体験などの催しを予定しております。皆さまに楽しんでいただけるイベントとなるよう、準備を進めてまいりますので、ぜひ、皆さま、お誘い合わせのうえ、ご来場ください。

さて、本定例会にご提案いたしております議案は、報告案件4件、人事案件4件、条例案件2件、予算案件5件、認定案件6件の計21案件でございます。どうか慎重にご審議賜り、格別のご理解によりご決定賜りますようお願い申し上げます、開会にあたりましてのごあいさつといたします。

◎議長（桜井真茂君） それでは、本日の会議を開きます。本会議の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議席番号1番 井戸三兼君及び2番 平岡正男君の両名を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る8月23日の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から9月20日までの11日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月20日までの11日間に決定いたしました。

日程第3「諸般の報告」を行います。監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、お手元に配布のとおり「令和6年6月21日川監第6号」、「令和6年7月23日川監第8号」、「令和6年8月21日川監第10号」の例月出納検査の結果報告がありました。報告書類の原本は、議会事務局に保管してありますので、適宜閲覧してください。これで諸般の報告を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。議員の皆様、執行部の皆様はそのままお待ちください。なお、石原副議長におかれましては、正副議長室にお越しくください。

(休憩 午前9時 9分)

(再開 午前9時10分)

◎副議長(石原利春君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議長、桜井真茂君から議長の辞職願が提出されましたので、副議長の私が議長の職を務めさせていただきます。

お諮りします。「議長の辞職許可について」を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長(石原利春君) 異議なしと認めます。したがって「議長の辞職許可について」を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。追加日程を配布いたします。

(追加日程配付)

◎副議長(石原利春君) 追加日程第1「議長の辞職許可について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、桜井真茂君の退場を求めます。

(桜井真茂君 退場)

◎副議長(石原利春君) 事務局長に辞職願を朗読させます。

◎事務局長(渡辺保彦君) 辞職願を朗読させていただきます。令和6年9月10日 川辺町議会副議長 石原利春様。川辺町議会議長 桜井真茂。辞職願。この度、都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。以上です。

◎副議長(石原利春君) お諮りします。桜井真茂君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長(石原利春君) 異議なしと認めます。したがって、桜井真茂君の議長の辞職を許可することに決定しました。桜井真茂君の入場をお願いします。

(桜井真茂君 入場)

◎副議長(石原利春君) 桜井真茂君に告知いたします。ただ今、議長の辞職を許可することに決定しました。ここで桜井真茂君から挨拶がございます。登壇してお願いします。

◎4番(桜井真茂君) ただいまは、私の辞職を許可していただきまして、誠にありがとうございました。

昨年の改正により、1年間、議長職を務めて参りました。日々多忙な毎日でしたが、搜索、また、6日間に及ぶ火災については、毎日詰めたことが思い出に残っております。

また、昨日、先週ですね、先週、薩摩川内市の方に行きまして、見事に、レガッタで優勝をしてきました。大谷翔平が被った鎧カブトの重さも実感して参りました所存でございます。

引き続き、議員の皆様方、また執行部の皆様には、ご厄介になりますが、よろしく願います。また、次の議長さんにも協力していこうと考えております。ありがとうございました。

(拍手)

◎副議長(石原利春君) 大変御苦労様でした。本日まで円滑な議会運営に努められた桜井真茂議長の御功績と御苦労に対しまして、議員を代表し深甚なる敬意と謝意を表します。簡単ではありますがお礼の言葉といたします。

ただ今議長が欠けました。お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長(石原利春君) 異議なしと認めます。したがって、「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことを決定しました。追加日程を配布します。

(追加日程配布)

◎副議長(石原利春君) 追加日程第2「議長の選挙」を行います。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

(議場の閉鎖)

◎副議長(石原利春君) ただ今の出席議員数は8名です。次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に議席番号3番 奥田哲也君及び議席番号4番 桜井真茂君を指名します。

投票用紙を配ります。念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配布)

◎副議長(石原利春君) 投票用紙の配布もれは、ございませんか。

(「なし」の声あり)

◎副議長(石原利春君) 配布もれなしと認めます。投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

◎副議長(石原利春君) 異常なしと認めます。ただ今から投票を行います。議席番号1番議員から順番に投票願います。

(投票)

◎副議長（石原利春君） 投票もれはございませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（石原利春君） 投票もれなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。奥田哲也君、桜井真茂君は開票の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

◎副議長（石原利春君） 選挙の結果を報告します。投票総数8票、有効投票7票、無効投票1票。有効投票のうち、桜井芳男君5票、桜井真茂君1票、井戸三兼君1票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は1.75票です。したがって、桜井芳男君が議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

（議場の解錠）

◎副議長（石原利春君） ただ今、議長に当選されました桜井芳男君が議長におられます。会議規則第32条の規定によって当選の告知をします。当選人、桜井芳男君の発言を求めます。登壇してお願いいたします。

◎2番（桜井芳男君） 議長にご選出いただきまして、身の引き締まる思いをしております。予定といたしますか、しておりましたけれども、ちょっと読ませていただきます。

議員になりまして、今年でちょうど9年、この議場に立ちまして、議論が活発に行われてきました。これからも一層議論の活躍をする議会、そういうものを構築していきたいと考えております。二代表制の趣旨を尊重し、その一翼を担うべく、議員の皆さんのご協力、そして執行部の皆さんのご協力により、その趣旨を実現したいという、努力をしたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

（拍 手）

◎副議長（石原利春君） 御苦勞様です。よろしくをお願いいたします。これで私は降壇させていただきます。ご協力ありがとうございました。

ここで、暫時休憩といたします。議員の皆さん、執行部の皆様はそのままお待ち下さい。桜井芳男議長におかれましては正副議長室にお越し下さい。

（休憩 午前9時30分）

（再開 午前9時32分）

◎議長（桜井芳男君） それでは、ただ今から、議長の職務を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。議事運営をはじめ、諸事万端にわたり格別の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

休憩中に副議長、石原利春君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。「副議長の辞職許可について」を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、「副議長の辞職許可について」を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。追加日程を配布いたします。

（追加日程配布）

◎議長（桜井芳男君） 追加日程第3「副議長の辞職許可について」を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、石原利春君の退場を求めます。

(石原利春君 退場)

◎議長(櫻井芳男君) 事務局長に辞職願を朗読させます。

◎事務局長(渡辺保彦君) 辞書願を朗読させていただきます。令和6年9月10日 川辺町議会議長 櫻井芳男様。川辺町議会副議長 石原利春。辞職願。このたび、都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。以上です。

◎議長(櫻井芳男君) お諮りします。石原利春君の副議長の辞職を許可することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(櫻井芳男君) 異議なしと認めます。したがって、石原利春君の副議長の辞職を許可することに決定しました。石原利春君の入場をお願いいたします。

(石原利春君 入場)

◎議長(櫻井芳男君) 石原利春君に告知いたします。ただ今、副議長の辞職を許可することに決定いたしました。ここで、石原利春君からの挨拶をお願いいたします。登壇してお願いします。

◎副議長(石原利春君) 皆さんこんにちは。昨年の改選選挙後、桜井真茂議長のもと、副議長として、1年間、若輩者でありましたが、頑張ってきたつもりです。

たまたま去年に関しましては、ちょっと川辺町の議員の方で、●●●●ありましたが、私なりに、若輩者ではございましたが、できることを頑張っていきたいという思いでした。心残りではありますが、1年間頑張りました、皆さん本当にありがとうございました。

◎議長(櫻井芳男君) 大変御苦労様でした。

ただ今、副議長が欠員となりました。お諮りします。「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(櫻井芳男君) 異議なしと認めます。したがって、「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。追加日程を配布いたします。

(追加日程配布)

◎議長(櫻井芳男君) 追加日程第4「副議長の選挙」を行います。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉じます。

(議場の施錠)

◎議員(櫻井芳男君) ただ今の出席議員は8名です。次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に議席番号5番 佐伯雄幸君及び議席番号7番 市原敬夫君を指名いたします。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙を配布)

◎議長(櫻井芳男君) 投票用紙の配布もれはございませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(櫻井芳男君) 配布もれなしと認めます。投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

◎議長（櫻井芳男君） 異常なしと認めます。ただ今から投票を行います。議席番号1番議員から順番に投票願います。

（投票）

◎議長（櫻井芳男君） 投票もれはございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 投票もれなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。佐伯雄幸君、市原敬夫君は、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

◎議長（櫻井芳男君） 選挙の結果を報告します。投票総数8票、有効投票8票、無効投票0票。有効投票のうち市原敬夫君 4票、佐伯雄幸君 3票、石原利春君 1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2,00票です。したがって、市原敬夫君が副議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

（議場の解錠）

◎議長（櫻井芳男君） ただ今、副議長に当選されました市原敬夫君が議場におられます。会議規則第32条の規定によって当選の告知をいたします。当選人、市原敬夫君の発言を求めます。登壇してお願いいたします。

◎副議長（櫻井芳男君） ただ今、副議長にご推挙いただきました市原敬夫でございます。桜井議長を補佐しながら、円滑な議会運営に努めて参りたいと思います。

わずか8人の議員でございます。みんなで一致して、いい川辺町を作って参りたいと思います。よろしくご指導ください。お願いいたします。

（拍手）

◎議長（櫻井芳男君） 御苦労様です。よろしくお願いいたします。

ここで休憩に入りたいと思います。再開を10時15分といたします。議員の皆様は、正副議長室へお集まりください。

（休憩 午前 9時50分）

（再開 午前10時15分）

◎議長（櫻井芳男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第4「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定によって議席番号1番 井戸三兼君、2番 平岡正男君、3番 奥田哲也君、8番 石原利春君を指名いたします。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、ただ今指名した方を議会運営委員会委員に選任することを決定いたしました。

日程第5「常任委員会委員の選任について」を議題といたします。常任委員会については、総務委員会の一委員会となっており、全議員が総務委員会の委員となります。お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定によって、議席番号

1 番 井戸三兼君から 9 番 櫻井芳男までの全議員を指名したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(櫻井芳男君) 異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました方を常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

議員辞職により、議会報編集委員会の委員に欠員が生じておりますので、議会報編集委員を、改めて指名いたします。議会報編集委員会の委員については、委員会条例第 7 条の規定を準用し、議席番号 3 番 奥田哲也君、5 番 佐伯雄幸君、7 番 市原敬夫君を指名いたします。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

◎議長(櫻井芳男君) 異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました方を、議会報編集委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第 6 「議会運営委員会・常任委員会正副委員長互選結果の報告」を議題といたします。休憩中に、議会運営委員会、常任委員会から各委員会において選出された、正副委員長の氏名が届いておりますので報告いたします。併せて、議会報編集委員会の正副委員長の報告も行います。互選結果の報告を配布いたしますので、しばらくお待ちください。

(結果の配布)

◎議長(櫻井芳男君) お手元に配布しましたとおり、議会運営委員会の委員長には、議席番号 8 番 石原利春君。副委員長には、議席番号 3 番 奥田哲也君。

常任委員会の委員長には、議席番号 4 番 桜井真茂君。副委員長には、議席番号 2 番 平岡正男君。

議会報編集委員会の委員長には、議席番号 5 番 佐伯雄幸君。副委員長には、議席番号 7 番 市原敬夫君。以上のとおり決定しましたので、よろしく願いいたします。

日程第 7 報告第 4 号「令和 5 年度決算に係る健全化判断比率について」を議題といたします。本件についての説明を求めます。総務課長 重本佳明君。

◎総務課長(重本佳明君) 報告第 4 号「令和 5 年度決算に係る健全化判断比率について」について説明。

◎議長(櫻井芳男君) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(櫻井芳男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。以上で報告第 4 号は終了いたしました。

日程第 8 報告第 5 号「令和 5 年度決算に係る資金不足比率について」を議題といたします。本案についての説明を求めます。上下水道課課長 渡辺英樹君。

◎下水道課長(渡辺英樹君) 報告第 5 号「令和 5 年度決算に係る資金不足比率について」について説明。

◎議長(櫻井芳男君) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(櫻井芳男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。以上で報告第 5 号は終了いたしました。

日程第9号 報告第6号「放棄した債権について（水道料金）」を議題といたします。本案についての説明を求めます。上下水道課長 渡辺英樹君。

◎下水道課長（渡辺英樹君） 報告第6号「放棄した債権について（水道料金）」について説明。

◎議長（櫻井芳男君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。以上で報告第6号は終了いたしました。

日程第10号 報告第7号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）」を議題といたします。本案について説明を求めます。基盤整備課長 渡邊明弘君。

◎基盤整備課長（渡邊明弘君） 報告第7号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）」について説明。

◎議長（櫻井芳男君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。以上で報告第7号は終了いたしました。

日程第11 同意第1号「川辺町監査委員の任命につき同意を求める件」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 同意第1号「川辺町監査委員の任命につき同意を求める件」につきまして御説明いたします。

現在、町の監査委員につきましては、地方自治法の定めるところにより、行政運営に関しての識見を有する方及び議員の方から、それぞれ1名を選任し、2名の方に監査事務をお願いしているところでございます。

今般、そのうちの、おひとりであります渡邊克巳氏の任期が、令和6年9月30日をもって満了になることから、引き続き、渡邊克巳氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

渡邊克巳氏におかれましては、お手元の資料にもありますとおり、長年金融機関に勤務され、その後は民間会社の監査役を歴任する等、財務、監査業務に精通されており、その経験を生かし、当町の各監査を堅実に実施していただいております。

なお、任期につきましては、令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間でございます。

監査委員として誠に適任であると考えておりますので、何とぞ、再任の同意をいただきますようお願い申し上げます。

◎議長（櫻井芳男君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第1号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号「川辺町監査委員の任命につき同意を求める件」は、同意することに決定いたしました。

日程第12 同意第2号「川辺町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 同意第2号「川辺町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件」につきまして御説明いたします。

固定資産評価審査委員会につきましては、地方税法及び川辺町固定資産評価審査委員会条例に基づき、3名の委員の方々に職務にあたっていただいております。

そのうちのお一人でございます、櫻井茂夫氏におかれましては、令和6年9月27日をもって任期が満了となります。

櫻井茂夫氏は、委員としてまことに適任であり、引き続き同氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。同氏の経歴につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

なお、任期につきましては、令和6年9月28日から令和9年9月27日までの3年間でございます。

以上、よろしくご審議のうえ、同氏の選任についてご同意賜われますようお願い申し上げます。

◎議長（櫻井芳男君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第2号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号「川辺町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件」は、同意することに決定いたしました。

日程第13 同意第3号「教育長の任命につき同意を求める件」を議題といたします。白村茂君は、退場をお願いいたします。

（白村茂君 退場）

◎議長（櫻井芳男君） 本件についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 同意第3号「教育長の任命につき同意を求める件」について御説明申し上げます。

川辺町教育委員会につきましては、現在、教育長と委員4名の方にご活躍いただいております。

そのうちの教育長でございます、白村茂氏におかれましては、令和6年9月30日をもって任期満了を迎えられます。

つきましては、引き続き、白村氏を教育長に再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めますのでございます。

白村氏におかれましては、令和5年4月の就任から現在まで、教育長として卓越した手腕を発揮され、川辺町の教育の発展にご尽力いただいております。

なお、任期につきましては、令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3年間でございます。

以上、よろしくご審議のうえ、同氏の選任についてご同意賜われますようお願い申し上げます。

◎議長（櫻井芳男君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第3号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号「教育長の任命につき同意を求めると」は、同意することに決定いたしました。白村茂君の入場を求めます。

（白村茂君 入場）

◎議長（櫻井芳男君） 白村茂君に報告します。ただいま、教育長に同意されました。ここで、白村茂君の発言を許可します。登壇して、お願いいたします。

◎教育長（白村茂君） 議長より発言の許可をいただきましたので、一言ご挨拶申し上げたいと思います。

ただいまは、再任のご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。また日頃より、教育委員会所管の諸施策、諸事業につきましては、多大なるご理解とご協力をいただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

これまでの1年半でございますが、コロナの感染症が昨年5月に5類へ移行し、町の行事やイベントも形を変えながら、以前の活気やにぎわいが戻って参りました。

教育委員会関連で申しますと、清流レガッタ、全中ボート大会、全中の新人のボート大会、マリンスポーツフェスティバル、各種学級や公民館講座、教室、まなびびあ、公民館まつり、春の文化祭、芸術劇場、立志の集い、20歳を祝う会、各種スポーツ大会などがございます。

また、こども園、学校では、運動会、修学旅行、宿泊研修、校外活動、合唱、あらたま参観日、そして活発に交流できる授業や給食などございます。園や学校での生活全般が戻って参りました。

これらの行事、イベントなどは、その多くは4年ぶり、とか5年ぶりというようなことでございまして、教育委員会ですとか学校の職員も人事異動等で、経験者がいないなど、

その復活には多くの苦勞がございました。ただしですね、良いところは残しつつ、業務改善にも努め、コロナ禍後にどうあるべきかを模索しながら、より良いものを目指して取り組んで参りました。まだまだ不十分なところもございますが、関係者の皆様のおかげをもちまして、大過なく進めることができていること、本当に感謝しております。ありがとうございます。

そしてですね、今後につきましては、かねてからの最重要課題でございます、学校再編、統合事業を始めといたしまして、こども園と小中学校の学びの連携と環境整備、中学校部活動の地域移行、子育て支援と、こども家庭センターの拡充など、課題は山積しておりますが、子供や児童生徒を真ん中に置いて、一人一人が健やかに安全で安心して学べる、過ごせる環境づくりに努め、川辺町あらたまプランの目指す子供の姿でございます「心身ともに健康で、郷土を愛する人間性豊かな子ども。わたしが好き 家族が好き 仲間が好き そして この町が好き」と思える子供の育成に向け、更には、子育て世代に選ばれるまちづくりにつなげていきたいと考えております。

またですね、青少年の健全育成、生涯にわたって学び続けることができる学習の機会、スポーツ・文化活動の充実にも努めて参りたいと思います。

もとより、微力ではございますが、多くの関係者の皆様のご支援とご協力をいただきながら、誠心誠意、取り組んで参る所存でございます。

議員の皆様におかれましても、今後ともさらなるご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶に代えさせていただきます。本日はありがとうございました。

◎議長（櫻井芳男君） 御苦勞様ですが、よろしくお願いたします。

日程第14 同意第4号「川辺町教育委員会委員の任命につき同意を求める件」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 同意第4号「川辺町教育委員会委員の任命につき同意を求める件」につきまして御説明申し上げます。

川辺町教育委員会につきましては、現在、教育長と委員4名の方にご活躍いただいております。

そのうちのお一人でございます、大脇一二三氏におかれましては、令和6年9月30日をもって任期満了を迎えられます。後任の委員といたしまして、川辺町中川辺在住の鴨志田明子氏を選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

任命にあたっては、人格が高潔で教育・学術及び文化に関し識見を有するものであることが要件とされていますが、鴨志田氏におかれましては、二人のお子様の育児の傍ら、スポーツインストラクターとしてご活躍されており、学校教育や子育て支援、または社会教育、生涯スポーツの面においてもご尽力いただけると期待しており、教育委員会委員として適任と考えております。また、同法第4条第3項及び第4項の欠格事由に該当しないことも確認しております。

なお、任期につきましては、令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間でございます。

以上、よろしくご審議のうえ、同氏の選任についてご同意賜われますようお願い申し上げます。

◎議長（櫻井芳男君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第4号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号「川辺町教育委員会委員の任命につき同意を求める件」は、同意することに決定いたしました。

日程第15 議案第32号「川辺町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、日程第16 議案第33号「川辺町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」の2議案を、一括議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 議案第32号及び議案第33号について一括してご説明申し上げます。

始めに、議案第32号「川辺町国民健康保険条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止となります。これに伴い、被保険者証の返還に係る条文を削除するものでございます。

次に、議案第33号「川辺町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本件につきましては、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正により、児童扶養手当の所得限度額の引上げに伴い、関係条文を改正するものでございます。

以上、2議案につきまして、一括してご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご決定賜われますようお願い申し上げます。

◎議長（櫻井芳男君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第32号と議案第33号の2議案につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号と議案第33号までの2議案につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第17 議案第34号「令和6年度川辺町一般会計補正予算（第2号）」、日程第18 議案第35号「令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第19 議案第36号「令和6年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第20 議案第37号「令和6年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、日程第21 議案第38号「令和6年度川辺町下水道事業会計補正予算（第2号）」、の5議案を一括議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 議案第34号から議案第38号まで、各会計の補正予算案件につきまして一括してご説明申し上げます。

今回の、各会計の補正予算につきましては、令和5年度決算に伴う事業費の精算並びにその他の追加財政需要につきまして、補正をお願いするものでございます。

はじめに、議案第34号「令和6年度川辺町一般会計補正予算（第2号）」につきましては、既定の予算額に8千197万8千円を追加し、予算総額を55億3千861万9千円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、7月中旬に発生した豪雨災害に伴う経費、制度改正による児童手当給付事業の増額、令和5年度決算の確定に伴う各種事業費の精算などについて補正するものでございます。

歳入では、児童手当の拡充に伴う国からの児童手当負担金4千310万4千円、県からの負担金149万2千円のほか、後期高齢者医療広域連合負担金過年度精算金1千78万3千円などを増額するもので、歳入歳出における財源の不足分につきまして、繰越金2千247万1千円の増額にて対応させていただいております。

歳出では、7月中旬に発生した豪雨により被災のあった上川辺地内の町道周辺の測量調査、地質調査を実施するための委託料782万円、下麻生地内の木和谷林道修繕費160万円を計上しております。

また、子育て世帯の支援のために本年10月分から支給対象者・支給額が拡充される児童手当給付事業4千882万4千円、繰出基準に伴う経費並びに公共下水道全体計画修正業務等の実施に伴う下水道事業への負担金・補助金1千123万4千円、第6次総合計画策定のための住民アンケートに必要となる経費296万6千円などを計上しております。

次に、議案第35号「令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、既定の予算額に、824万3千円を追加し、予算総額を10億2千939万9千円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、歳出で令和5年度の精算による保険給付費等交付金などの過年度精算分償還金824万3千円を増額するものでございます。

歳入につきましては、決算で確定した令和5年度からの繰越金ならびに国民健康保険基金繰入金の増額で対応させていただいております。

次に、議案第36号「令和6年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきましては、既定の予算額に354万2千円を追加し、予算総額を2億286万8千円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、歳出で令和5年度出納整理期間に収納した保険料を納付する後期高齢者医療広域連合納付金285万4千円、令和5年度の精算による一般会計繰出金58万8千円などを増額するものでございます。

歳入につきましては、決算で確定した令和5年度からの繰越金などの増額で対応させていただきます。

次に、議案第37号「令和6年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第2号）」につきましては、既定の予算額に、3千335万8千円を追加し、予算総額を9億7千241万4千円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、歳出で令和5年度の精算による国・県・支払基金への介護給付費負担金などの過年度精算分償還金3千186万4千円ならびに一般会計繰出金149万4千円を増額するものでございます。

歳入につきましては、決算で確定した令和5年度からの繰越金ならびに介護給付費準備基金繰入金を増額で対応させていただきます。

最後に、議案第38号「令和6年度川辺町下水道事業会計補正予算（第2号）」につきましては、収益的収入で339万4千円、収益的支出で339万6千円、資本的収入で988万8千円、資本的支出で1千263万6千円をそれぞれ増額するものでございます。

補正内容につきましては、令和5年度決算額の確定による補正のほか、公用車の更新、下水道事業全体計画更新業務、人件費など補正するものでございます。

以上、各補正予算関連議案の概要説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（櫻井芳男君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第34号から議案第38号の5議案につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号及び議案第38号までの5議案につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第22 認定第1号「令和5年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について」、日程第23 認定第2号「令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第24 認定第3号「令和5年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第25 認定第4号「令和5年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第26 認定第5号「令和5年度川辺町水道事業会計決算認定について」、日程第27 認定第6号「令和5年度川辺町下水道事業会計決算認定について」の6件を一括議題といたします。本件についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 認定第1号「令和5年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について」から認定第6号「令和5年度川辺町下水道事業会計決算認定について」まで、その概要につきまして、一括してご説明いたします。

令和5年度におきましては、川辺町第5次総合計画に掲げる将来像「清流と人が織りなす活力あるまち」の実現と、人口減少・地域活性化を目指した川辺町版総合戦略の実現に向け各種事業を進めてまいりました。令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザと同じ5類感染症に変更されたことにより、段階的にコロナ禍以前の財政運営に戻るなか、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

などを有効に活用して、町民の生活支援をはじめとした諸事業を積極的に展開致しました。また、国からの社会資本整備総合交付金や防災安全交付金などを活用して、町内各所で町道新設改良事業を進めました。また、令和12年度開校を目標に進める町内3小学校の再編に向けた基本構想・基本計画を策定するとともに、新校舎建設費用準備資金として「小学校建設基金」に1億346万4千円を積み立てることにより、将来の財政需要に備えました。そのほか、中央公民館・やすらぎの家などのLED化改修、消防団ポンプ積載車の更新など、老朽設備の改修・更新等を実施しました。また、健全な財政運営に努めた結果、一般会計、各特別会計ともに歳入が歳出を上回る黒字決算となりました。しかしながら、一般会計におきましては、財政調整基金や各事業に関連する基金の一部を取り崩し、特別会計におきましても、国民健康保険基金や介護保険介護給付費準備基金の一部を取り崩した決算であり、引き続き厳しい財政運営となっております。

各会計の決算状況は、令和5年度川辺町歳入歳出決算書に記載のとおりであります。また、監査委員の方々に審査いただきました結果及び意見につきましては、お手元に配付させていただきます審査意見書をご覧くださいますようお願い申し上げます。

それでは、認定第1号「令和5年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について」ご説明いたします。

歳入は、予算現額57億5千622万円に対しまして、調定額57億1千254万4千円、収入済額56億1千335万1千円、不納欠損額147万2千円、収納率は調定額に対し98.3%でありました。

歳出は、予算現額57億5千622万円に対しまして、支出済額52億7千605万6千円、執行率は91.7%で、歳入歳出決算額の差し引き、3億3千729万5千円を令和6年度に繰越しております。この繰越額には、令和6年度への繰越事業の一般財源として、7千151万1千円が含まれております。

歳入歳出決算の主な点につきまして、ご説明申し上げます。

一般会計歳入総額は、56億1千335万1千円で、前年度に比べ4.8%、2億8千542万6千円の減少となりました。

まず、町税は、13億2千832万5千円で、前年度に比べ913万6千円の増加となっております。主な要因としましては、コロナ禍からの景気回復による個人町民税の増加に加え、固定資産税において家屋及び償却資産が増加したことによるものであります。

次に、普通交付税では、基準財政需要額の個別算定経費である社会福祉費及び地域デジタル社会推進費などの算入経費の増加とともに、包括算定経費も増加となりました。また、町民税や地方消費税交付金などの基準財政収入額も増加し、交付額17億7千473万3千円で、前年度に比べ254万2千円の増加となりました。しかしながら、本来普通交付税で交付されるべき臨時財政対策債振替相当額は減少しているため、普通交付税と臨時財政対策債の合算額では、前年度に比べ2千615万4千円の減少となりました。

特別交付税では、前年度の諸証明コンビニ交付事務のシステム導入に係る算定額の減少により、交付額8千119万8千円、前年度に比べ1千440万4千円の減少となりました。

国庫支出金は、4億9千761万9千円で、前年度と比べ1億4千801万円の減少となりました。新型コロナウイルス感染症対策に関連した負担金・補助金などは大幅に減少しましたが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等が増加となりました。

県支出金は、2億5千816万6千円で、前年度と比べ1千816万5千円の減少となりました。子育て世帯負担軽減給付金給付事業費補助金や地籍調査費負担金などが減少しましたが、高等学校就学準備等支援金補助金、都市計画基礎調査委託金等が増加となりました。

寄附金は、2億3千752万6千円で、前年度と比べ2千248万7千円の減少となりました。主な要因は、ふるさと川辺応援寄附金の減少によるもので、寄附金の獲得に向けた市町村間の競争が激しさを増す中、川辺町の魅力を伝えるために、今まで以上に魅力的な地域特産品や観光資源などを謝礼品とすることで、貴重な財源の確保に努めているところであります。

繰入金は、3億9千978万1千円で、前年度と比べ4千248万2千円の減少となりました。各基金の目的とする事業の財源にあてるため、まちづくり基金、子ども育成基金、スポーツ振興基金から、それぞれ繰り入れを行うとともに、普通建設事業費の不足分の財源を補うため、財政調整基金の取り崩しも行いました。その他、特別会計からの精算金などの繰り入れを行っております。

町債は、1億5千602万2千円で、前年度と比べ6千569万6千円の減少となりました。臨時財政対策債のほか、町道新設改良事業、やすらぎの家・中央公民館図書室などのLED化改修事業、消防車更新事業など14件の借り入れを行っております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

一般会計歳出総額は、52億7千605万6千円で、前年度に比べ5.9%、3億3千333万8千円の減少となりました。また、令和6年度に繰り越して使用することとした予算が、1億7千675万4千円となっております。

議会費は、5千605万6千円で、前年度と比べ69万8千円の増加となりました。

総務費は、9億4千253万6千円で、前年度と比べ9千543万2千円の減少となりました。

前年度に実施した庁舎非構造部材等耐震化及び照明LED化改修工事、諸証明コンビニ交付システムの導入経費などの終了により大幅に減少しましたが、本年度は庁舎北側駐車場整備工事や減債基金への積み立てなどを実施しました。

民生費は、16億3千143万5千円で、前年度に比べ1千998万1千円の増加となりました。物価高騰に対応するための低所得世帯支援給付金給付事業や社会福祉協議会補助金などが増加となり、前年度に実施したやすらぎの家トイレ改修事業などが減少となりました。

衛生費は、3億1千709万2千円で、前年度に比べ5千339万2千円の減少となりました。前年度に実施した新型コロナウイルスワクチン接種事業や新型コロナウイルス感染症対策として行った水道基本料金免除に係る水道事業会計補助金が減少しましたが、本年度は住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金などが増加しました。

労働費は、100万円で、前年度に比べ3万円の減少となりました。

農林水産業費は、1億2千503万5千円で、前年度に比べ859万8千円の減少となりました。前年度に実施した地産地消直売所施設設備改修補助金や主食米次期作支援補助金、農産物販路拡大支援補助金が減少しましたが、本年度は土地改良区運営補助金などが増加しました。

商工費は、1億3千624万6千円で、前年度に比べ1千171万4千円の減少となりました。前年度に新型コロナウイルス感染症対策として実施した一人当たり1万円分の「川辺つながる商品券」に係る経費が減少しましたが、本年度は物価高騰対策として一人当たり5千円分と3千円分の2回発行した「かわべ応援商品券」、遠見山登山者用駐車場用地の購入及びトイレ・駐車場整備工事、新たな交流人口の拡大と活力あるまちづくりを目的とした秋のイベント「FUMOTO」開催事業などが増加しました。

土木費は、7億2千973万8千円で、前年度に比べ1億1千226万1千円の減少となりました。前年度から道路新設改良事業や下水道事業補助金が減少しましたが、本年度は町道維持管理費などが増加しました。土木費においては、急速な宅地化が進む、中川辺駅西地区周辺整備事業を推進したほか、国からの交付金などを活用し、町内各所で町道新設改良事業を実施しております。

消防費は、2億4千618万4千円で、前年度に比べ1千56万4千円の増加となりました。老朽化した消防団第4分団の小型可搬ポンプ積載車の更新を行ったほか、西栃井・下川辺消防コミュニティセンター駐車場造成工事などを実施しました。また、令和6年元日に石川県の能登半島地震が発生し甚大な被害が発生したため、避難所支援と住家被害調査の目的で、被災地に職員を派遣いたしました。

教育費は、6億6千81万円で、前年度に比べ1億1千655万7千円の減少となりました。令和12年度開校を目標に進める町内3小学校再編計画の新校舎建設費用の準備資金として、前年度に小学校建設基金へ積み立てた2億258万4千円を、本年度は1億346万4千円の積み立てとしたため、決算額は大幅に減少しました。なお、令和5年度末の小学校建設基金の残高は、10億9千695万2千円になっております。

本年度は、中央公民館図書室他照明設備LED化工事や教職員住宅解体工事が増加となり、前年度に実施した学校給食費保護者負担軽減支援金などが減少となりました。

公債費は、4億2千992万2千円で、前年度に比べ3千340万1千円の増加となりました。令和4年度末で13件、1千959万5千円分の元金償還が終了し、令和5年度は、新たに13件、5千238万7千円分の元金償還が開始しております。

以上が、一般会計の決算状況の概要報告でございます。

続きまして、各特別会計の決算の状況につきまして、ご説明いたします。

はじめに、認定第2号「令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定」につきましては、歳入総額9億9千362万1千円、歳出総額9億7千653万1千円、歳入歳出差引額1千709万円となり、前年度に比べ歳入2.4%、歳出2.7%の減少となりました。主な要因は、歳出では、入院などに係る療養給付費が減少しました。歳入では、国民健康保険税は被保険者数の減少等もあり、収入済額も減少しました。また、歳出における保険給付費の減少に伴い、県からの交付金も減少し、歳入歳出決算額は減少と

なっております。今後も、保険給付の動向を注視しつつ、適正な保険税率の検討、基金の有効活用など、安定した国民健康保険事業の運営に努めてまいります。

次に、認定第3号「令和5年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」につきましては、歳入総額1億8千469万2千円、歳出総額1億8千149万4千円、歳入歳出差引額319万8千円となり、前年度に比べ歳入7.6%、歳出8.1%の増加となりました。主な要因は、保険料等の増加に伴う後期高齢者医療広域連合納付金が増加しました。歳入では、保険料や一般会計繰入金が増加し、歳入歳出決算額は増加となっております。

次に、認定第4号「令和5年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定」につきましては、歳入総額9億6千338万2千円、歳出総額9億3千643万7千円、歳入歳出差引額2千694万5千円となり、前年度に比べ歳入2.3%、歳出0.6%の増加となりました。主な増加の要因は、歳出では保険給付が、給付総額8億6千668万9千円と前年度に比べ0.1%の減少となった一方で、介護保険事業計画等策定事業などを実施したことにより増額となりました。歳入では、保険料は減少したものの、国・県からの介護給付費負担金などが増加となりました。今後も、高齢化により要介護認定者数の増加が見込まれるため、保険給付費の動向を注視するとともに、重度化防止の介護予防事業の強化も含め、健全な財政運営に努めてまいります。

続きまして、各事業会計の決算の状況につきまして、ご説明いたします。

はじめに、認定第5号「令和5年度川辺町水道事業会計決算認定」につきまして、ご説明いたします。収益的収入額は2億8千675万8千円、収益的支出額は2億7千857万9千円で、消費税経理後の経常損失は1千50万8千円、特別利益はありませんでしたが、当年度純損失は1千50万8千円となりました。資本的収入額は2億2千608万9千円、資本的支出額は2億8千745万8千円で、6千136万9千円の不足となりました。不足額については、過年度分損益勘定留保資金などで補填しております。重要給水施設配水管耐震化工事や老朽管更新工事、経営戦略策定業務、配水管漏水対応工事など、安全・安心な水の安定供給を念頭に事業運営を行いました。

次に、認定第6号「令和5年度川辺町下水道事業会計決算認定」につきまして、ご説明いたします。収益的収入額は4億5千879万円、収益的支出額は4億5千559万1千円で、消費税経理後の経常損失は108万9千円、特別利益はありませんでしたので、当年度純損失は108万9千円となりました。資本的収入額は4億4千157万6千円、資本的支出額は6億2千178万9千円で、1億8千21万3千円の不足となりました。不足額については、当年度分損益勘定留保資金などで補填しております。天王町雨水管路改修工事や比久見汚水幹線布設工事、マンホールポンプ設備改築工事、公共汚水柵設置工事など、公共水域の水質保全の確保を念頭に事業運営を行いました。

以上、令和5年度決算について、各会計の概要をご説明申し上げました。詳細につきましては、お手元の各会計決算書などをご覧いただき、慎重なる審査のうえ、認定を賜りますようお願い申し上げます。概要説明といたします。

◎議長（櫻井芳男君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。認定第1号から認定第6号までの6件につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第6号までの6件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。議案精読、議案審査のため、9月11日から9月19日までの9日間を休会としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、9月11日から9月19日までの9日間を議案精読、議案審査のため休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。次回は9月20日金曜日、午前9時から再開といたします。本日はこれで散会いたします。皆さん大変御苦労様でした。

（閉会 午前11時26分）

令和6年川辺町議会第3回定例会

令和6年9月20日（金） 午前9時00分開会

| | |
|---------------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 一般質問 |
| 日程第 2（議案第32号） | 川辺町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3（議案第33号） | 川辺町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4（議案第34号） | 令和6年度川辺町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第 5（議案第35号） | 令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 6（議案第36号） | 令和6年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 7（議案第37号） | 令和6年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 8（議案第38号） | 令和6年度川辺町下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第 9（認定第 1号） | 令和5年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10（認定第 2号） | 令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11（認定第 3号） | 令和5年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12（認定第 4号） | 令和5年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13（認定第 5号） | 令和5年度川辺町水道事業会計決算認定について |
| 日程第14（認定第 6号） | 令和5年度川辺町下水道事業会計決算認定について |
| 追加日程第1 | 議会運営委員会の閉会中の継続調査 |

本日の議会に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（8名）

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 議長 櫻井 芳男 | 副議長 市原 敬夫 | 1 番 井戸 三兼 |
| 2 番 平岡 正男 | 3 番 奥田 哲也 | 4 番 桜井 真茂 |
| 5 番 佐伯 雄幸 | 8 番 石原 利春 | |

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長 佐藤 光宏 教育長 白村 茂

| | | | |
|------------|-------|--------|-------|
| 参 事 | 井上 健 | 総務課長 | 重本 佳明 |
| 会計管理者兼会計室長 | 石本 清二 | 企画課長 | 平岡 善伸 |
| 税務課長 | 横田 博生 | 住民課長 | 林 正和 |
| 健康福祉課長 | 井戸 陽子 | 産業環境課長 | 井戸 績 |
| 基盤整備課長 | 渡邊 明弘 | 教育支援課長 | 鈴木 秀樹 |
| 生涯学習課長 | 佐伯 毅彦 | 上下水道課長 | 渡辺 英樹 |
| 欠席者 | なし | | |

事務局職員出席者

議事事務局長 渡辺 保彦

(開会 午前9時00分)

◎議長（櫻井芳男君） 皆さんおはようございます。休会を閉じ会議を再開いたします。

本日の議事日程は、一般質問、議案に対する討論採決となっております。

はじめに注意事項を申し上げます。自席で発言される場合は、着座にて行ってください。また、議場内の換気のため、休憩を設ける場合がありますので、皆様の御協力をお願いいたします。

ただいまから、日程第1 一般質問を行います。順番に発言を許します。一般質問は、会議規則第49条第3項の規定によって、一般質問席から行ってください。なお、質問は一問一答方式で行い、発言時間は答弁を含めて原則1議員1時間以内とします。また、一般質問に対する答弁は、登壇して行ってください。なお、再質問に対する答弁は、自席から行ってください。それでは一般質問を始めます。議席番号7番 市原敬夫君。

◎7番（市原敬夫君） おはようございます。議長より許可を頂きましたので、新型コロナウイルス感染症の支援と対策について、健康福祉課に質問をいたします。

質問に入る前に、8月31日の新聞報道によりますと、全国定点医療機関の8月19日から25日までの1週間の新型コロナの新規感染者数は、4万3千267人と増えております。東海3県では、岐阜県が最も高く、1医療機関平均11.24と全国平均の8.8を大きく超えています。決して、軽く見てはいけないと思います。

それでは質問に入ります。新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、インフルエンザと同じ扱いになりました。感染は、一時期減少傾向とみられましたが、最近では感染者が少しずつ増加しているという報道もあり危惧しております。しかし、以前のように川辺町で何人感染者が出たという把握はありませんので、実態はわかりません。

心配なことは、感染した際の症状で、以前は、高熱やのどの痛み、倦怠感など比較的わかりやすく、ほとんどの方が医療機関での入院や自宅での隔離など治療に専念したかと思いますが、最近では、熱が出なくてもコロナに感染している患者さんが増えているようです。そうした症状の場合、本人も気づかず、周りの方への感染拡大という心配もあります。

そうした中で、高齢者については、令和6年6月の定例会において、新型コロナワクチン接種の補正予算を可決し、10月からコロナワクチンの接種が始まることと決定してい

ます。しかしながら、ワクチンの目的は重症化予防ですから、感染症がなくなるわけではありません。

また、5類移行によって、高額な医療費の負担というのもあります。例えば、検査キットで陽性反応が出て、医療機関を受診しない人もいないとは言えません。学校においても2学期がスタートし、集団活動も多くなり、学校現場での感染対策も重要と考えます。

このような現状の中で、行政の新型コロナウイルス感染症に対する支援と対策について、次の3点について、どのようにお考えか伺います。

1. コロナ感染者が、進んで治療に専念するため、医療費の一部補填などの行政支援について、その実態と今後の方向について伺います。

2. ワクチン接種などによる副反応について、予防接種健康被害救済制度がありますが、町民の皆さんへの広報の実態について伺います。

3. 今後の感染予防対策や健康管理について、町民の皆さんへの注意喚起事項等についてどのようにお考えか伺います。

◎議長（櫻井芳男君） 健康福祉課長 井戸陽子君。

◎健康福祉課長（井戸陽子君） 新型コロナウイルス感染は、増減を繰り返しながらも感染は減少傾向になっています。議員仰せのとおり新型コロナウイルス感染症については、感染してもその症状は人それぞれ異なり、本人が気づかない場合もあれば、受診せず自宅で安静にして過ごす方もいらっしゃるかもしれません。

新型コロナウイルス感染症は2類疾病から5類疾病になりました。基本的な感染対策については何も変わりません。手洗い、うがいの励行、室内の換気、咳エチケット等が感染を防ぐ手段となります。

それでは1点目の新型コロナウイルス感染症の医療費の補填についてお答えいたします。「新型コロナウイルス感染症の治療薬については高額な薬」とメディアで取り上げられております。医療保険が適用されておりますが、自己負担額が1割～3割と負担は少なくありません。しかし、医療保険制度には年齢、所得状況に応じた高額療養費制度があり、医療機関窓口での支払いが自己負担額限度額までとなる制度があります。医療機関に受診される方は様々な事情で通院、治療を続けておられます。新型コロナウイルス感染症は2類から5類疾病に移行したことにより、医療の公平性を保つ観点からも新型コロナウイルス感染に特化した医療費助成は想定しておりませんのでご理解をお願いいたします。

次に、2点目の、ワクチン接種による予防接種健康被害救済制度についてです。定期予防接種に定められている予防接種を受けた後、病気になったり、障害が残ったりして、それが予防接種によるものであると認められた場合に適用される制度が、予防接種健康被害救済制度になります。住民の皆様には、医療機関から新型コロナワクチン予診票を受け取る際、「予防接種を受ける際の一般的な注意事項」という説明書をお渡します。その紙面に予防接種健康被害救済制度が記載されていますので、ご確認をお願いいたします。また、予防接種法に定められた定期予防接種でなく、個人的に希望する任意予防接種を受けた後、健康被害が認められた場合は、医薬品副作用被害救済制度が利用できますことも申し添えます。

次に、3点目の、健康管理や感染症等に関する町民への注意喚起についてです。新型コロナウイルス感染症の流行によって、「手洗い」「うがい」など一般的な感染予防について、

町民の方にも定着したと感じております。しかしながら、感染症は新型コロナウイルスだけではないことから、認定こども園、小中学校におきましても、一般的な感染予防の取り組みを行いつつ、町民の方へ、広報かわべ、ホームページ、すぐメールなどを利用し、情報提供、注意喚起を行っています。すぐメールの登録がお済でない方はぜひ、登録をお願いいたします。

10月1日から、高齢者の新型コロナワクチン予防接種が始まります。住民の皆様が健やかに生活できるよう、感染予防のための普及啓発、予防接種等を今後も実施してまいります。以上で答弁とさせていただきます。

◎7番（市原敬夫君） 議長、所見を述べて終わります。

◎議長（櫻井芳男君） それを許します。

◎7番（市原敬夫君） 5類移行によって、新型コロナウイルス感染症が軽視されることのないように、今一度、一人一人が感染予防について、十分注意していく必要があります。行政においても、町民の皆さんの健康を守るため、タイムリーに、あらゆる機会を活用して感染防止に関するPRを行い、官民挙げて、感染防止に努めていくことを切望し、質問を終わります。

◎議長（櫻井芳男君） 議席番号4番 櫻井真茂君。

◎4番（櫻井真茂君） しばらく議長をしていましたので、久しぶりにここに立たせていただきます。ただいま議長から許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。質問の内容は、熱中症対策の現状について、健康福祉課に質問をいたします。

近年は、気候変動による異常な暑さや、豪雨の報道が頻繁にされております。特に今年は、過去にないほどの暑い日が続いています。気象庁の統計をみますと、隣の美濃加茂市では6月～8月にかけて30度以上の真夏日は28日、35度以上の猛暑日は37日となっていました。隣の市がこのような状況ですから、川辺町においても同様と考えても良いと思います。

さて、熱中症予防の注意喚起については、連日、新聞やテレビの報道でも情報提供がなされておりますが、残念ながら川辺町でも高齢の方が、熱中症でお亡くなりになられたとの報道もありました。お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りいたします。現在も暑い日が続いており、まだ、しばらくは油断ができない状況であると考えます。

また、新型コロナウイルス感染症流行期中止となっていた各種イベントは、各地で開催されるようになりました。川辺町においても、6月9日には、かわべ清流レガッタ、7月26日～28日は、全日本中学選手権競漕大会、8月10日には川辺おどり・花火大会が盛大に行われました。熱中症の観点からみれば、全日本中学選手権競漕大会や川辺おどり・花火大会は大変暑い中での開催となりました。体調不良者が出るのではないかと、かなり心配をしましたが、幸い、体調不良者がおられたものの大事には至らなかったと聞いております。これも、運営スタッフや参加される方の自主対策のおかげであったと思いますが、無事に行事を終えることができ感謝するところでございます。

そこでお尋ねします。来年度も今年度同様の暑さが予想されますが、通常の生活における熱中症対策と、イベント等でどのような熱中症対策を実施されていたのか、また、今後どのような対策を講じていこうと考えているのか説明を求めます。

◎議長（櫻井芳男君） 健康福祉課長 井戸陽子君。

◎健康福祉課長（井戸陽子君） それでは、はじめに1点目の通常の生活における熱中症対策についてお答えいたします。熱中症は、晴れて暑い日だけでなく、曇りや雨でも湿度が高い日、また、屋外だけでなく室内でも注意が必要です。熱中症を引き起こす条件には、気温が高い、湿度が高い、日差しが強いなどの環境条件のほか、乳幼児や高齢者、暑さに慣れていないなどの体の条件、長時間の屋外作業などの行動の条件があります。これらの環境条件の下で、体から熱が放出されにくくなることで熱中症が発生しやすくなります。熱中症のリスクを判断する数値として、暑さ指数（いわゆるWBGT）があります。WBGTとは、体と外気との熱のやりとりに与える影響の大きい、「気温」、「湿度」、「日射・輻射」の要素をもとに算出された指標で、運動時や作業時だけでなく、日常生活での指針として活用されています。熱中症警戒アラートは、この指標をもとに出されています。

さて、熱中症の予防対策ですが、夏からはじまるのではなく、シーズンを通した体づくりが必要です。日頃から「水分をこまめにとる」「バランスのよい食事をする」「睡眠を十分にとる」「適度な休憩をとる」などがあげられます。特に夏の期間は、「日中だけでなく就寝中もエアコンを活用し、快適な室内環境を整える」「口当たりの良いものだけでなく栄養バランスを考える」「のどが渇く前に水分を補給する」「熱中症情報に関心を持つ」「衣服を調整する」「日差しを避ける」「冷却グッズを活用する」などが必要となります。

健康福祉課としても、熱中症予防について、「広報かわべ」や「すぐメール」「広報無線」を通して住民の皆さまに周知するところであります。

なお、水分補給の目的でアルコールを摂取される方もおられますが、アルコールは水分を体外に排出する作用があり、さらには脱水を進めることになり、水分補給の代わりになるものではございません。楽しく飲んでいただくため、召し上がるときは、水も同じく飲んでいただくことをお勧めいたします。また、糖分を含んだ炭酸飲料等を水代わりに飲まれますと、急激に血糖値が上がり体に変調をきたす時がありますので注意が必要です。

熱中症対策は、先ず自分の置かれた環境状態を知り、危険と感じたときは涼しい場所で過ごす対応をとることが最善の対策となります。これらを踏まえて、来年度以降も住民の皆さまに対して啓発に努め、熱中症による健康被害を無くしてまいりたいと考えております。なお、令和6年度から緊急時の退避所として「やすらぎの家」をクーリングシェルターとして指定しております。危険と感じたら活用していただければと思います。「やすらぎの家」以外でも、外出時に危険と感じたら役場や公民館のロビーなど、涼しい場所を活用いただくよう啓発を行っています。

続いて、2点目のイベント時の熱中症対策です。健康福祉課といたしましては、熱中症警戒アラートが発出されるような暑い日のイベントに対し、「熱中症特別警戒情報」発生時の対応として、原則、イベントは中止もしくは延期する旨の対応とし、状況に応じて開催する場合は、主催者の責任において判断としております。幸いにして、本年は「熱中症特別警戒情報」が発せられることはありませんでした。次に、「熱中症警戒アラートを発している場合や、湿度が高く・気温の上昇があり、熱中症をおこすおそれがある場合」の対応として、中止や延期とはせず、イベント時には対象者に注意喚起を頻繁にする旨の対応を取るよう、各課に対して通知をしています。

今般行われた全中ボート大会や花火大会等イベント時の熱中症対策としては全中ボート大会では、気温が最も高くなる時間に競技をすることを避けるため、暑さ指数の計測をし

ながら、競漕委員会の判断のもと、4時間の休憩時間を設けました。花火大会では開始時間を昨年より2時間遅らせて行うなどの対策を取りました。救護所においては、熱中症啓発のための飲料水の配布、熱中症予防注意喚起のための放送を繰り返し行いました。

大変厳しい暑さの中でのイベントで、気分が悪くなる方もおられましたが、大事に至ることなくイベントを終えることができたことに感謝申し上げます。

世間一般において、熱中症に関する危険の認識は高まっています。個人個人での対策もさることながら、イベント主催者側も安全に開催できるよう、皆様のご意見や、熱中症対策の情報収集を行い、これらも万全な対策を講じ、啓発に努めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

◎4番（桜井真茂君） 議長、再質問をお願いします。

◎議長（櫻井芳男君） 桜井真茂君の再質問を許可します。

◎4番（桜井真茂君） ここで着座でいいですか。

◎議長（櫻井芳男君） はい。

◎4番（桜井真茂君） 健康福祉課より、縷縷、説明がございました。

私も全中大会に行っておりましたが、この暑さ指数っていう機械があるわけですね。それが、ある程度の数値を超えると、これはいけないということで、これ4時間の休憩をとったもんですから、結構時間が後ろへ回ってしまいまして、大変なことだったと思います。

今、小中学校の体育館もですね、卓球とバレー等もやられるときは幕を締めると、もう本当に熱中症になってしまうぐらい暑いです。他市町村ではもう、体育館もエアコンという形になっておられるかと思えます。

先ほどの答弁の中で、アルコールは良くないということでした。私、一滴もお酒が飲めないもんですからその辺はよくわかんないんですが、7月の21日に町内の方が山で遭難をされ、町長、議長、総務課係員は早朝より北部公民館に捜索本部を立ち上げ、詰めることとなりました。また、その日は、全中、全日本中学選手権競漕大会の初日ということもありました。

早朝ということでもあり、私は食事をとっておりませんでしたので、コンビニに立ち寄って、そうしたところ町長とばったり会ってしまいました。私は朝食を買いましたが、町長は、ウォーターマン、昔はウォーターマンって言ってたんですが、艇の、出発のときにかがんで、船の上からかがんでですね、各艇を持って、要はフライングがないようにする、そのウォーターマンを自衛隊にお願いしてたんですね。その自衛隊がウォーターマンをやっているから、熱中症になるといけないからってということで、そのコンビニで、ビールの差し入れを買ってますということで、会計をされてました。この大会にあたり、多くのボランティアスタッフがいる中、また、アルコールは熱中症予防には適切だとは言えず、そのようなことを行うということは疑問に思えます。ましてウォーターマンは、選手の艇をスタート地点で支える業務であり、一步間違えれば川に落ちてしまうような、可能性もあるんですね。

その場で飲んだか飲まないかわかりませんが、別の日に改めて差し入れをするとかいうことも考えられなかったんでしょうか。

遭難事故も発生し、結果、残念な結果となりましたが、そのようなときにビールの差し入れをしていること自体、私は理解することはできません。

その件について町長に再質問をいたします。

◎議長（櫻井芳男君） 町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 桜井議員は、大きな勘違いをされております。

30人の自衛隊のボートホルダーの方をお願いしまして、初日は艇庫でお泊まりをいただくということで、初日、2日と、ボートホルダーをしていただきました。

ボードホルダーをするにあたって、35連隊の連隊長と協定を結びまして、そのあとの雑談で、レースが終わった後に、隊員の方々は何が欲しいでしょうかと思ったら、申し訳ないけれども、ビールが欲しいというようなことで、ビールの差し入れをしましたが、その場で飲んでくださいとは、もちろん言っておりませんし、レースが始まった後で、宿舎の方にお届けをいたしました次第でございます。

したがって、議員がご心配いただいた、レースの途中でビールを飲んで熱中症にかかると。そんな馬鹿なことはございませんので、どうか考えを改めていただきたいと思えます。以上です。

◎4番（桜井真茂君） 議長、再質問です。

◎議長（櫻井芳男君） 再々質問ですね。

◎4番（桜井真茂君） そうです。

◎議長（櫻井芳男君） はい。許します。

◎4番（桜井真茂君） いろんな方に聞いてみましたところ、昼間からビールの箱を持ってウロウロしていたのは自衛隊だったということを知っておりますので、それは夜、コンビニに取りに行かれたものかもしれません。町長の言われる通り。町長が言うんですから、そうだと私は理解しますが、それだったら逆に、自衛隊の方をお願いして、ボートホルダーをお願いしますということであれば、町長さん直々に持って行きました。というふうならわかるんですけど、コンビニに取りに来ますっていうふうには私に言われましたので、昼間からこれ、飲んどったらやばいんじゃないのかっていうふうに思いましたが、夜、取りに行かれたということであれば、ビールの箱を昼間から持ったのは、あれ、中身が違ったっていうふうに理解していいんですね。

◎議長（櫻井芳男君） 町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） それもまた大きな誤解がございまして、どういった場面で、誰が、私がこうビールの箱を持ってきたかということ、議員にお伝えされたかというのはわかりませんが、私がビールを買いましたのは、桜井真茂議員が、コンビニで、別の捜索本部で、その差し入れとしてコーヒーをお買いになったときと同じ場でございます。で、前の日に店長さんにお電話をいたしまして、なるべくなら冷えとった方がいいから、2ケース、冷やしておいてくださいねっていうことで、受け取ったときは冷たかったということでございます。

そして、そのまま会場へ来まして、自衛隊の方1人に手伝っていただいて、それぞれ1ケースずつですね、宿舎の方に運んだ。冷蔵庫には入りませんでしたので、なるべく熱くならないような部屋に運んだということで。議員はどうも、その昼間に、自衛隊員が昼間からビールを飲んだということをおっしゃったのかもしれませんが、自衛隊員も大人ですか

ら、そんな真夏の35度もあるようなときにビールを飲むことは、絶対ないとは言えませんが、普通考えると有り得ませんし、このバックには、連隊長さんとの協定がございますので、そういった浅はかな行動を取られることはないと思存します。以上です。

◎4番（桜井真茂君） 議長、再々々質問。

◎議長（櫻井芳男君） 会議規則54条但し書きによりまして、桜井真茂君の、それを許可します。

◎4番（桜井真茂君） 自衛隊っていうのは公務員ですよ。その協定の中でお願いをしに行ったら、まあビールでも差し入れしてくれっていうこと自体、それ問題じゃないですか。

災害派遣で自衛隊っていうのは、国の、ほんとに国防の最先端なんですよ。

今までは中学生がやっておったときもありました。かなり。国体のときも、たぶん川辺中の選手が、選手じゃない、中学生がボランティアでやってた。川辺の方々でも、体育推進員とかそういった方々がボランティアでやってみえるのに、そこは協定に基づいてって、何の協定ですかそれ。協定があって、差し入れしなきゃいけないなら、ボランティアの皆さんに差し入れすべきじゃないですか。町長。答えてください。

◎議長（櫻井芳男君） 町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 桜井議員はどうしても難癖が付けたいようで、返事にちょっと窮しますけれども、なにも、連隊長がビールを差し入れしてくださいとおっしゃったことはありません。私が、「レースが終わって、宿舎へ戻られたときに、どういったものがよろしいでしょうか。」ってことを、私的に聞いたんです。公務員としての自衛隊に、「あなた方、レースが終わったら何飲みたい？」なんていうことは聞いてません。連隊長は「若い職員だったら、お休みの前にですね、ビールなんか飲むと喜ぶでしょうね」なんていうことを、雑談の中でお話しになったんで、これは公式な発言でも何にもなくて、雑談だというふうに、ご理解をいただきたいと思存します。

それから、ビールを飲むことが、さも重大な犯罪みたいにおっしゃるんですけれども、昼間飲めばやっぱ疲れるでしょうね。疲れるし、水分がどんどん出ていく可能性もあるので、熱中症のかかる可能性はあるということは、先ほどの課長からもお答えをしましたが、終わった後にですね、どっちみち若い自衛隊員は、ビールなんか好きですから、買いに行かれると思うんですけれども、少しでも差し入れをしようと。これは何も公費を使ってなくて、私のポケットマネーで出しておりますので、特に議員から責められるようなことは、一切ないと、私は理解をしております。

◎4番（桜井真茂君） はい議長、再々々質問です。

◎町長（佐藤光宏君） まあ、やめましょう。

◎4番（桜井真茂君） 許可してください。

◎議長（櫻井芳男君） じゃあ、最後として

◎4番（桜井真茂君） 持ち時間もありません。

◎議長（櫻井芳男君） それはわかっておりますが、再々々質問ですね。

◎4番（桜井真茂君） そうです。

◎議長（櫻井芳男君） はい。桜井真茂君のそれを許可します。

◎4番(桜井真茂君) 町長が、初日に、「何が欲しいんですか?」、「ビールでも差し入れてください」って言われたら、何で初日の朝にビール買うことできるんですか。町長、言ってることおかしいんじゃないですか。時間差が、タイムラグがあるんですよ。その日に、連隊長に聞いたら「ビールの差し入れでもください」って言っとるのに、なんで朝6時半にもうビールを買ってるんですか。それが何かおかしい。

他のボランティアの方には、それこそ、何にも、施設によって、それは公費で当然、お茶、スポーツドリンクは出てましたので、私も弁当もいただきましたし、スポーツドリンク、お茶等もいただきました。

だから、町長は最初にもう、自衛隊のところに、参事、また4名ぐらいで頼みに行かれたときに、お願いしますっていうふうに頼みに行ったときに、もうその時点で「何が欲しいですか」っていうことで、「ビールでも差し入れしますわ」っていうことは、誰も差し入れたことに文句言ってるわけじゃないんですよ。あなたのやっとなることが、ちゃんと、きちんと責任をとって差し入れができてるんかっていうことを聞いているだけです、私は。

だから難癖つけるとか言ってるんですけど、逆にまともな答弁してないのは町長ですよ。その辺もうちょっと、議長もはっきりと確認取ってくださいよ。

◎議長(桜井芳男君) 終わりですか。以上ですか。

◎4番(桜井真茂君) そうです。

◎議長(桜井芳男君) 町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 何度も同じ言葉をお答えをせざるを得ないんですけども、その日に連隊長はおいでになりませんでした。連隊の副連隊長がおいでになりまして、ご挨拶をいたしました。

ビールを買う買わないってのは気持ちの問題なんですね。暑い中で、自衛隊のボートホルダーの皆さんが、ボートを押さえて、レースの構成を担っていただいたということで、レースが終わった後にですね、私は個人的な気持ちとして、ビールを出したわけですね。

ビールを朝買うのは何事かということなんですけども、それもどうかと思うんですけども、大会がずっとあるものですから、途中から抜けてどうこうするのもなかなか、時間的な余裕もバタバタするので、朝、時間のあるときに、前の晩から冷やしていただいたビールを店長から受け取って、そしてお届けをしたと。本当言うと、冷蔵庫の中に2ケース入れるのが一番良かったんですけど、そんな大きな冷蔵庫は漕艇場にはなかったんで、冷蔵庫の傍でですね、冷やして、冷やしたというか、熱くならないようにして持たせたというだけのことで、何かそれについて、いろいろいろいろ突っ込んでおられますけど、そんな大した問題でしょうか。以上です。

◎4番(桜井真茂君) 議長、所見を述べて終わります。

◎議長(桜井芳男君) それを許します。

◎4番(桜井真茂君) 普段、差し入れを全然しない、私も25年間付き合っていて、何も頂いたことがない方が、本当に、ビールの差し入れを自衛隊にしたっていうことはですね、珍しいなと思って一般質問しているだけで、問題とかそういう問題じゃない。本当珍しい。

この間も、薩摩川内市の方にレガッタの大会に行ってきました。レースのときになると町長さんは見えるけど、普段はどっか、向こうでレンタカー借りてドライブしているのかな、ぐらいの気持ちで、一切差し入れもなかったんで、あの暑い中。私は当然ながら、私

のチームでもありますし、スポンサーでもありますので、当然ながら食事とか、かき氷だとかそういったものは買いましたし、それが選挙違反やっというのは別として、町長さんにも選挙違反だとか、そういったものとは言っておりません。

いかなことにも珍しいことをしたもんですから、じゃあ一般のボランティアの方にも、私は何らかの差し入れがあっても不思議じゃないんじゃないかなっていうふうに思っただけでありまして。町長さん言われる通り昼間飲んでなきゃいいですわ。飲んどったら大変なことですよ。ケースを持って歩いとったっていうのは数名の目撃者がいましたけど、飲んでないっていうことであれば持ち運んでたんだろなというふうに理解するところです。

どちらにせよ、しばらく暑い日が続きますので、本当に昼間からお酒飲むということは大変良くないですし、町民の皆様も本当に気をつけていただきたいと思います。以上で終わります。

◎議長（櫻井芳男君） 以上で、桜井真茂君の一般質問を終わります。

議席番号3番 奥田哲也君。

◎3番（奥田哲也君） 議長より、発言の許可をいただきましたので、議席番号3 奥田哲也。人生におきまして、初となります、議会での一般質問を始めます。

（「頑張れ」の声あり）

◎3番（奥田哲也君） 最初に、令和6年度に発注されました建築工事監理の主管課について、参事にお尋ねをいたします。

令和6年度において入札執行されました「川辺町庁舎、保健センタートイレ設備改修工事」は総務課が、「やすらぎの家防水改修工事」につきましては健康福祉課が、また、最近工事が始まりました「庁舎点字ブロック敷設工事」も総務課が、それぞれ主管課として工事監理を担当されると伺っております。

しかしながら、総務課、健康福祉課の両課共、建築工事につきましては専門外の分野であります。そのため、工事の品質・工程・環境・予算をしっかりと監理するという点から無理な部分も多々あり、また、専門外の業務に時間と労力を費やすこと自体、余分なエネルギーを使うことになると思いますし、本業への支障を懸念をいたします。

そこで、提案をいたします。技術担当職員が在籍していない課から発注になる建築工事につきましては、建築関係の仕事に精通をされました基盤整備課が一括して監理をすることが望ましいと私は考えますが、いかがでしょうか。回答を求めます。

◎議長（櫻井芳男君） 参事 井上健君。

◎参事（井上健君） それではお答えいたします。

町が所有する施設等の維持管理や、新たに必要な施設等の建設工事につきましては、その施設ごとに所管する課が定められており、当該課において維持管理や工事を行っているところでございます。

ご質問の令和6年度において実施しております「川辺町庁舎・保健センタートイレ設備改修工事」「やすらぎの家防水改修工事」につきましては、それぞれ所管課である総務課と健康福祉課において監督員を指定し、監理をしているところでございます。

健康福祉課所管工事においては、長年技術を担当していた同課職員を監督員に指定しており、適切な監理が可能と考えます。総務課所管工事においては、本来であれば、管財担

当の方は、技術担当職員を配置するべきところですが、その不足により、やむを得ず事務職員を配置しております。本工事にあつては、管理業務を委託したうえで、その職員を監督員に指定しておりますが、当該職員につきましては、直近2年間で技術担当職員の支援を受けながら複数の工事を担当し、さらに経験を積むため、今回の工事についても技術担当職員の支援によりその任に当たっているところでございます。

なお、これまでの運用につきましても、技術担当職員を配置している「基盤整備課」「上下水道課」「教育支援課」と、技術職員を配置していないそれ以外の課におきまして、工事の内容や規模に応じて、所管課で対応できない場合は、設計段階から事前に調整をし、技術担当職員に協力をお願いしながら業務を実施して参りました。さらに、規模の大きな建築工事や特殊な工事等の場合は、職員とは別に管理業務を民間に委託しながら業務を遂行しております。

監理業務につきましては、定められた基準としまして、道路工事などの建設工事は岐阜県が定める建設工事共通仕様書、建築工事の新増築などは、国土交通省が定める公共建築工事標準仕様書に基づき、施工管理、品質管理などを実施しております。

今後は、公共施設の老朽化に伴う修繕工事も含め、各課所管の工事量の増大が見込まれるなか、技術担当職員のレベルアップはもちろんのこと、その不足につきましても、採用基準の工夫により確保を図っているところではございますが、大変苦慮しているのが現状です。とはいえ、工事の品質管理・業務の効率性という点から、議員ご提案の技術担当職員が在籍していない課の建築工事については、基盤整備課での一括管理が望ましいというご提言につきましては、目指すべき組織の一つであることは間違いございません。

しかしながら、本町の技術担当職員は主に工事を担当する職員ではありますが、その他の一般事務も担当する一般行政職の位置付けということでございます。本町のような小さな自治体では、限られた職員数のなかで、業務量やその時々プロジェクト等に応じた人員配置をしなければならないため、事務職員であっても技術職を経験させながら、組織全体で柔軟に対応する体制としていることもご理解をいただけるものと思います。

ただし、工事の品質管理を厳格に実施するために、これまでどおりの運用に加え、技術担当職員のほかに経験豊富な会計年度任用職員の活用を検討するなど、その体制の充実と業務の効率性を図って参りたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

◎3番（奥田哲也君） 議長、再質問。

◎議長（櫻井芳男君） 奥田哲也くんの再質問を許可します。

◎3番（奥田哲也君） 人材的にも、制限、限界があるということは、重々承知をいたしております。

今、ご答弁ありました、最後に書いてありました、経験豊富な会計年度任用職員の方の活用。この案は、私も大賛成です。私も人材の発掘には、積極的に協力をして参ります。

さて、ただいまの質問は、主に、品質と工程管理についてお尋ねをいたしました。

次に、予算管理について、再質問をいたします。先ほどの、「やすらぎの家防水改修工事」の入札結果を、拝見をいたしました。川辺町の立てた予算が、税込み1千とび5万5千6千700円でした。入札の結果、落札をされました建設会社の金額が、税込み7万3千9百2千円。予算に対して70%の落札率となります。1社のみが極端に低い金額で落札をしたの

であれば、何か特別な理由が考えられますが、今回は、予定価格に対して70%台で応札をした会社が3社ございました。予算に対して、お金がたくさん余ったからそれでいいんだという問題ではないと思います。

ここで、私自身も大いに反省をしております。といいますのは、さきの委員会において、予算計上された際、私自身も、また、他の同僚議員からも、予算が高すぎるんじゃないかという指摘をいたしました。しかし、私に、金額的な確固たる根拠の、絶対的な自信もなく、結果としては、要求予算通り承認をしてしまいました。猛省をしております。

こういったところにも、専門外部署が担当する弊害が出ていると感じますが、いかがでしょうか。回答を求めます。

◎議長（櫻井芳男君） 参事 井上健君。

◎参事（井上健君） ただいま質問がございましたけども、本工事の入札結果につきましては、今、議員おっしゃられた通りでございますけども、指名業者9社ございまして、そのうちの2社が辞退をしております。残り7社のうち、3社が、落札率80%以下、4社が90%以上ということで、この結果から「適正な設計金額であったのか。」というふうに言われますと、胸を張って「はい。そうです。」ということとは言えない状況だとは思っていますが、本工事の設計業務につきましては、前の年の令和5年度にですね、健康福祉課において、業務委託によって実施をさせていただいております。その際の業務管理につきましては、先ほど申し上げました、長年技術を担当した当該職員、当課の職員が実施しております。適正な設計業務であることを確認し、その上で、令和6年度当初予算に計上しておりますので、その点についてはご理解を賜りたいというふうに思います。

なお、今回のようにですね、設計金額に対して、入札金額が75%に満たない事案については、低入札価格調査制度により、その原因を調査することになっておりますけれども、それ以外、75%以上であってもですね、低価格調査制度により、低価格で、75%以上であっても、その設計金額と比較して、入札の金額が低かった場合につきましては、その業者についてのその原因を、調査をするなどしてですね、今後の業務の参考にしながら、設計の精度を高めていくことが大変必要なことだというふうに思っておりますので、この点につきましても、ご理解をいただきまして、質問の答弁とさせていただきます。

◎3番（奥田哲也君） 議長、所見を述べて、次の質問に移りたいと思います。

◎議長（櫻井芳男君） それを許します。

◎3番（奥田哲也君） いずれにしましても、町民の皆様からお預かりをしました貴重な予算を使って行う事業、施策でございます。課題は無限ですが、資源は有限であります。今できるベストな体制、方法、そして予算で対処いただくことを、重ねて要望いたしましたので、この質問は終わります。

次の質問に移らせていただきます。

現在、私自身が最も関心を持って勉強している課題が、自治会並びにその活動についてでございます。

2つ目の質問は、自治会の維持・継続について、町長、総務課長にお尋ねをいたします。

その前に、私は、自治会並びにその活動は、「共助」、「互助」、そして最近では、近くで助け合うという意味で「近助」という新しい言葉も生まれておりますが、いずれにせよ、自

治会並びにその活動は、根幹をなすものであり、防災、防犯、地域コミュニティー、子育て、陳情、要望等には、不可欠なものであると、まず考えております。

自治会に関する一般質問というのは、過去にも複数回されておりまして、直近で言いますと、令和5年、昨年6月定例会において、同僚議員から質問をされております。回答も拝見をいたしました。大変失礼ではございますが、私は、危機感の希薄さと、他人任せの印象を持ちました。

まず、質問に先立ちまして、自治会の現状を、私なりに、客観的データに基づいて以下のようにまとめてみました。

まず1番としまして、現在の自治会の加入率について調べてみました。町全体としては、全世帯に対しておよそ67%の加入率。つまり、3世帯に1世帯は未加入であるということがわかりました。各区におきましても、かなり加入率には差がございまして、最も加入率の高い区が78.4%。逆に、低い区が56.5%というふうになっております。1ページをめくっていただきますと、別表1ということで、各区の、それぞれの加入率の表が添付してございます。もちろん、その区に、賃貸アパートが多いか少ないかによって影響は大ではあります。いずれにしても、その加入率の低さに愕然といたしました。なお、別表1、2ともに、令和6年の8月1日付のデータになっております。

続いて、2番。区ごとの組数と、1組当たりの世帯数についてまとめてみました。町全体で、中川辺、石神、比久見は上・下に分かれておりますが、それぞれ1とカウントいたしますと、現在、川辺町には11の区があり、その下に、103の組が構成されております。その下に、なおかつ、班がある組もございまして、ここまでは町も調査されていないみたいです。

1組当たりの世帯数は、最も多い区で98.2世帯、少ない区で8.4世帯となっております。特出しますのは、西柘井区19組、鹿塩区9組、下麻生区20組と、かなり細かく分かれております。組当たりの世帯数が、1桁の組が、町全体103組のうち23組。率にいたしますと、22.3%が存在をいたします。別表2に一覧してございます。

3つ目に、役職についてでございます。役職も、毎年変わってくる役もあれば、10年に1度回ってくるものもございまして、押しなべて10近くの役職があり、毎年、いずれかの役が回っているというのが現状でございます。また、集金活動等の自治会への依存度というのは、高くなりすぎている感があると、私は感じております。

続いて、会費についてです。自治会に加入いたしますと、毎年、1万円近い会費が発生をいたします。私の住んでおります自治会も、コロナ渦で、寄り合いですとか、親睦会が全く開催されませんでした中でも、年間8千600円徴収をされました。また、組においては、新規加入の入会金が、5万円から10万円必要な組もあると聞いております。

以上のような現状を踏まえ、自治会の維持、継続のための対策を、これは私の私案でございますが、私なりに検討してみました。

1番。まずは、自治会主導から、町主導への考え方の切り換え。根本的に、「自治会のごことは自治会で考えて解決をしてください。」という時代というか、時期はもう過ぎていると思います。

次に、町の組織に、地域振興課的な独立した課、もしくは、部署が必要であると考えます。今の町の組織で足りない課は、地域振興課的な課。あと、私は防災課だと思っております。

ます。現状は、総務課内に「行政」というひとくくりで、その行政の中の1つに、自治会が入っております。なおかつ、お1人の担当者が、すべてを取り扱ってまいります。

3つ目。町主導により、先ほど申し上げました各区によって、組の数も大変バラバラでございます。組組織の再編成を町が主導して行う必要があると思います。

4つめ。これは決してお金だけで解決をしようということではございませんが、現行、年間22万円。各区長さんに支給がされておりますが、私は仕事量にあった報酬ということになると、この金額はいかにも低いのではないかなというふうに感じております。

5つ目。新規加入時の負担を下げるために、区の財産、これは、令和5年の第2回定例会での町長の答弁とは全く真逆な意見になりますが、公民館等の施設は町が買い上げ、今年のような酷暑の際、先ほどの同僚議員のご質問の中にもございましたが、クーリングシェルターの扱いにして、暑いときには町民に開放するぐらいの施策が必要ではないかなというふうに考えております。

次に6番目。先ほど申し上げた、新しく設けた新規部署が、やはり、全国の自治会に関する好例を徹底的に集めて、各区に紹介、それを模範とするよう指導していただきたいと思っております。また、転入者の自治会の加入のPRにつきましては、例えば、仲介の不動産業者の方にも協力を求めて強化する必要があると思っております。

最後になりますが、自治会から、仮に要請を受けた際は、企画等へ協賛を、強化をする等が考えられますが、ここでお尋ねをいたします。

現在の川辺町自治会に対し、次の4点について質問をいたします。

1. 自治会活動に対する町の認識はいかがですか。
2. 自治会が抱えている問題点の、町の把握はいかがですか。
3. 自治会に対する、町の働きかけの状況はいかがですか。
4. 町として、自治会という自活組織が発展するために、どのような支援が必要とお考えでしょうか。

以上4点について回答を求めます。

◎議長（櫻井芳男君） 総務課長 重本佳明君。

◎総務課長（重本佳明君） それではお答えします。

自治会加入率の低下や町民同士の交流の希薄化に起因する自治会の維持継続の問題は、川辺町のみならず全国的に問題となっております。それにより役員の高齢化、担い手不足、地域伝統行事の継承が困難など、さまざまな弊害が生じておるところでございます。また、町全体の加入率といたしましては議員が示されたとおり、令和6年8月1日時点で67.2%となっておりますが、この数値は、区長配布世帯数を住民基本台帳上の世帯数で除して算出しておりますため、例えば、親子で、住民基本台帳上、世帯は分離しているが、組付き合いは1世帯としている世帯もあり、実際の加入率としては67.2%より高いものであると認識しております。

さて、議員からは4つの質問をいただいておりますので順番にお答えさせていただきます。

1つ目の「自治会活動に対する町の認識」についてです。現在、川辺町では各世帯へのお知らせなどの配布について自治会を経由して役員の方々にお願いしており、町と自治会は行政運営上、切り離せないものと考えております。区長様をはじめ、役員の方々は

には、様々な依頼ごとにご協力いただいておりますこと、この場をお借りしてお礼申し上げます。また、自治会にご加入していただくことで、回覧板などによる情報共有や、さまざまなイベント活動を通して地域の繋がりが強くなるものと考えております。地域の繋がりは、災害時の共助、子どもや高齢者の見守り、地域振興の発展のためには欠かせないと考えております。一方で、自治会への加入はあくまで任意のものであり、町や自治会組織から強制できないものであることから、加入することのメリットをPRしながら加入促進に努めていかなければならないとも考えております。

2つ目の「自治会が抱えている問題点の町の把握」についてです。町では毎年、各区の区長様向けにアンケート調査を実施し、それぞれの自治会がどのような問題点を抱えているのか調査しております。昨年度実施したアンケートの結果「役員のなり手が少ない」「役員・会員の高齢化」「役員の負担が大きい」「行事への参加者の減少」「未加入世帯の増加」などの問題点が聞かれました。この点については議員の分析と一致しております。まさに自治会が抱えている問題点であると認識しておるところでございます。町から自治会に選出を依頼している委員なども多くありますので、この点についてはその必要性を検証し、委員などの廃止や統合も検討していきたいと考えております。また「行政からの依頼事項が多い」という意見もございましたので、お知らせなどの配布の依頼については、従来のやり方に捉われず、自治会の負担を少しでも軽減できる方法を検討していきたいというふうに考えております。

3つ目の「自治会に対する町の働きかけ」についてです。町では毎年3月に新旧区長様にお集まりいただき情報交換を行っており、町の施策や事業などについてご説明をさせていただいているほか、それぞれの自治会の抱える問題点などを提起していただいております。しかしながら、2つ目の質問でもお答えしました通り、現在、自治会はさまざまな問題点を抱えており、明確な対策を見出せておらず、効果的な働きかけが出来ていないというのが現状です。町といたしましては、自治会への加入を促進するため、加入促進チラシを作成し転入者に対し配布、加入を働きかけることで、少しでも加入者が増えるように努めております。また冒頭でも触れましたが、自治会加入率の低下は川辺町のみならず多くの団体が抱えている問題であるため、近隣の市町村との連携を密にし、他団体が実施している好事例などを自治会に展開していくなどの取り組みも必要であると考えております。

最後に「町として自治会という自活組織が発展するためにどのような支援が必要か」についてです。現在、町から自治会に対しては、区長報酬の支給、加入世帯数に応じた事務費補助金の交付、公民館などの改修の際にご活用いただける地区集会施設補助金の交付などさまざまな財政支援を行っております。質問の中で議員が自活組織という言葉が使われておりますが、まさに自治会というのはそこに住む町民で構成された住民組織です。実際に自治会に加入してみえる皆さまが継続可能な形を作っていく、改革していくことが長く存続させるために必要であると考えられます。町といたしましても引き続き自治会の負担軽減、ひいては、自治会の維持・継続に繋がる取り組みを推進して参りたいと考えておりますので、お困りごとなどがございましたら、ぜひご相談ください。

時代の移り変わり、社会情勢の変化に伴い、自治会のあり方も変わっていると思いますが、町と自治会は切っても切り離せない関係であり、引き続き皆様方のご理解ご協力を切にお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

◎3番(奥田哲也君) 議長、再質問。

◎議長(櫻井芳男君) 奥田哲也くんの再質問を許可いたします。

◎3番(奥田哲也君) ここに、川辺町第5次総合計画後期基本計画。これがございます。議員になりまして、私の愛読書になりました。いつも見ております。

ここの104ページ。第2節。地域コミュニティーという欄がございます。自治会について書いてございます。その中に、目標値という表がございます。そこには、これは当時、2014年に作成されたものだと思いますが、2014年の、今、発表いたしました加入率が78%。10年後の2024年の加入率の目標値が、75%というふうに書いてある。まだ2024年度9月ですので終わっておりませんが、8月1日付の数字から比較をいたしますと、この10年間で加入率は11%。目標に対しては、8%まだ現状足りないというのが、今日でございます。

決して、こんな立派な書ですので、絵に描いた餅ではいけないと思います。

現状、どのように感じ、どのように分析をされますか。回答を求めます。

◎議長(櫻井芳男君) 総務課長 重本佳明君。

◎総務課長(重本佳明君) はい。それでは、奥田議員の再質問に対して答弁させていただきます。

議員ご指摘の通り、令和2年度から取り組んでいる第5次総合計画後期基本計画ではですね、令和6年度の自治会加入率の目標値として75%を掲げております。こちらにつきましては、計画策定時の最新の実績値でありました、平成30年度、74.6%という数字がございますが、総合計画、目標でございますので、目標を下回るような数値を出すわけにもいきませんので、少なからず維持はしていきたいという思いもございまして、75%という数字を、ここに掲げさせていただいたところでございます。

ただし、計画策定時点においても、自治会加入率は、これ見ていただきますと、どんどん減少しておるような状況ではございました。

さらにそこにですね、想定外の、策定時点では想定外のことが起きました。令和2年度に、コロナ、新型コロナウイルス感染症というのもの、ちょっと大騒ぎになりました。ところがございまして、これにより巣ごもり、また、ただでさえコミュニティーが希薄化している部分にですね、拍車がかかった部分もあるのかなというふうに思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、この数年間の加入率の減少幅は、私たちの想像していた以上であり、危機感を感じておるというところでございます。町としましてもですね、地域の活性化のために、より多くの皆様に、自治会に加入していただきたいとは考えておりますので、今後ですね、加入促進の取り組みについて日々研究し、川辺町にみあった方法を模索・検討して参りたいと思います。引き続き、議会、自治会役員の皆様、町民の皆様のご協力をお願いしまして、再質問の答弁とさせていただきます。

◎3番(奥田哲也君) 議長、所見を述べて質問を終わります。

◎議長(櫻井芳男君) それを許します。

◎3番(奥田哲也君) 私は、議員2年目を迎えるにあたり、新たな目標を掲げました。それは、「安多の町作り」。「あんた」というのはすなわち、「あなた」という意味でございますが、あなたという字は、安心、安全、安い。「多」は「多い」です。「安多の町」。「安

という字は、例えば、今申し上げた、安心、安全、安定、安気、安息、安泰、安住、安価。どちらかという、いい意味の言葉がたくさんございますので、川辺町を、1つでもたくさんこの「安」という字がつく町作りをしていきたいなということで、「安多の町作り」という目標を掲げました。

地域コミュニティに対して、確かな効果があるかどうかというのはわかりませんが、私の住む自治会では、今年の7月の22日から、自治会、福寿会、そして育成会の合同によるラジオ体操を始めました。土曜、日曜、祝日、雨の日を除く、毎朝6時半から今日まで、今日もやって参りましたが、継続して実施しております。

また、ニュース等では、南海トラフ地震の可能性を大きく報じております。一段と、自治会の重要さが増していると思っております。

画期的な対策というのは、ないかもしれませんが、やはり1歩1歩、1つ1つ、私の心情であります「コツコツが勝つコツ」という精神で、町の主導により、自治会の改革を進めていただくよう、私どももちろん全面的に協力をいたしますので、どうか推し進めてください。

なお、先ほどのラジオ体操でございますが、中川辺天王町太部古天神社境内で毎朝やっておりますので、もしよろしかったら皆さん参加をしてください。以上で質問を終わります。

◎議長（櫻井芳男君） 以上で奥田哲也君の一般質問を終わります。

以上ですべての一般質問を終わります。

ここで休憩に入りたいと思います。こちらの時計で10時40分を再開いたします。休憩いたします。

（休憩 午前10時20分）

（再開 午前10時40分）

◎議長（櫻井芳男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第2 議案第32号「川辺町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」から、日程第14 認定第6号「令和5年度川辺町下水道事業会計決算認定について」までを一括議題といたします。ただいま議題といたしました13議案につきましては、先に総務委員会に審査を付託してありますので、総務委員会委員長から審査の結果並びに経過について報告を求めます。総務委員会委員長 桜井真茂君。

◎4番（桜井真茂君） 議長より報告を求められましたので、総務委員会における審査の結果並びに経過についてご報告いたします。

総務委員会に付託されました議案第32号から認定第6号までの審査の結果は、お手元の審査報告書の通りです。

審査の結果は、審査結果報告書にあります通り、議案第32号「川辺町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、議案第33号「川辺町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第34号「令和6年度川辺町一般会計補正予算（第2号）」、議案第35号「令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、議案第36号「令和6年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、議案第37号「令和6年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第38号「令和6年度川辺町下水道事業会計補正予算（第2号）」、認定第1号「令和5年度川辺町一般会計歳

入歳出決算認定について」、認定第2号「令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第3号「令和5年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第4号「令和5年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第5号「令和5年度川辺町水道事業会計決算認定について」、認定第6号「令和5年度川辺町下水道事業会計決算認定について」の、13議案につきましては、いずれも全会一致で、原案の通り可決及び認定すべきものと決定しました。

審査経過については、付託された13議案について、9月10日から審査を開始し、町長及び担当課長等の出席を求め、それぞれの案件について慎重に審査を行いました。各課から、担当する議案ごとに説明を受け、延べ119件あまりの、質疑に対する応答等を行いました。

9月13日に討論採決を行った結果、報告書にあります通り、いずれの議案も全会一致で原案の通り、可決及び認定すべきものと決定した次第です。

以上、総務委員会の審査報告を終わります。

◎議長（櫻井芳男君） 御苦労様でした。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑は終わります。これより案件ごとに議題として参ります。

議案第32号「川辺町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告の通り決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号「川辺町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第33号「川辺町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号「川辺町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第34号「令和6年度川辺町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号「令和6年度川辺町一般会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第35号「令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号「令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第36号「令和6年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号「令和6年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第37号「令和6年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号「令和6年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第38号「令和6年度川辺町下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（櫻井芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(櫻井芳男君) 異議なしと認めます。したがって、議案第38号「令和6年度川辺町下水道事業会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、認定第1号「令和5年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(櫻井芳男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告の通り認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(櫻井芳男君) 異議なしと認めます。したがって、認定第1号「令和5年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

認定第2号「令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(櫻井芳男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(櫻井芳男君) 異議なしと認めます。したがって、認定第2号「令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

認定第3号「令和5年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(櫻井芳男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(櫻井芳男君) 異議なしと認めます。したがって、認定第3号「令和5年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

認定第4号「令和5年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(櫻井芳男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(櫻井芳男君) 異議なしと認めます。したがって、認定第4号「令和5年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

認定第5号「令和5年度川辺町水道事業会計決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(櫻井芳男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり、認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(櫻井芳男君) 異議なしと認めます。したがって、認定第5号「令和5年度川辺町水道事業会計決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

認定第6号「令和5年度川辺町下水道事業会計決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(櫻井芳男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(櫻井芳男君) 異議なしと認めます。したがって、認定第6号「令和5年度川辺町下水道事業会計決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

本定例会開催中に、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定による本会議の会期日程と議会の運営に関する事項についての、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(櫻井芳男君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の閉会中の継続調査を日程に追加し議題とすることに決定しました。

資料を配りますので、しばらくお待ちください。

(資料配布)

追加日程第1「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を議題といたします。議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について「閉会中の継続調査」の申出がありました。申出書の朗読は省略します。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(櫻井芳男君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。町長に御挨拶をいただきます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 第3回定例会の各議案につきまして、慎重にご審査いただき、可決いただきましたこと、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

昨日は、彼岸の入りということで、昔から「暑さ寒さも彼岸まで」という、ことわざがございますけれども、今日も猛暑日、36度以上になるという天気予報が出されておりました。今日のご質問でもございましたけれども、皆様、十分に熱中症にお気をつけいただきたいと思います。

さて、今後の予定でございますが、9月25日水曜日、立志式がございます。どうぞ足を運んで励ましていただきたいと存じます。

それから10月5日土曜日、3つの小学校が同時に運動会を開催いたします。また、議員さんそれぞれ分散して見学していただければ幸いです。

さらに、昭和29年に合併をいたしました市町村が、ちょうど今年合併70周年を迎えます。川辺町の場合は、昭和31年に合併をしておりますので、現在68年ということがございます。今年合併70周年を迎えますのは、富加町、七宗町、美濃加茂市でございます。また式典ございますので、時間がございましたら足を運んでいただければ幸いです。

いずれにいたしましても、第3回定例会、慎重なご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

◎議長（櫻井芳男君） これをもちまして、令和6年第3回定例会を閉会といたします。

（閉会 午前11時00分）